

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

条例（議員発議）

○県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

（議会事務局総務課）

—

条 例

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百三十四号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例（平成二十二年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（平成二十三年十一月の議員報酬等の支給の特例）

14 平成二十三年十一月十三日に行われた一般選挙により選挙された県議会議員（次項において「特定県議会議員」という。）の同月の議員報酬の支給については、同日（次項において「特定日」という。）に県議会議員となったものとみなして、第二条から第四条までの規定を適用する。

15 特定県議会議員の平成二十三年十二月の期末手当の支給については、特定日に県議会議員となったものとみなして、第五条の規定を適用する。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十三年十一月十三日から適用する。

（議員報酬等の内払）

2 新条例の規定を適用する場合には、改正前の県議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された議員報酬又は期末手当（以下「議員報酬等」という。）は、新条例の規定による議員報酬等の内払とみなす。